

00816

鳥取縣公報

告示

昭和十六年七月八日
第千二百四十八號

火曜日

本書ノ大キハ國定規格A5判

◇鳥取縣告示第五百五十三號

日野郡ニ於テ左ノ通家畜傳染病發生セリ

昭和十六年七月八日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

病名 畜類 性 年齡
氣腫疽 牛 牝 二

發病月日
昭和十六年六月四日

斃死月日
昭和十六年六月四日

發病地
日野郡福築村大字神福

◇鳥取縣告示第五百五十四號

昭和十六年六月二十七日鳥取縣告示第五百五十八號種馬統制法ニ依ル昭和十六年ノ種馬檢定、檢査期日、場所及區域中一部左ノ通變更セラレタリ

昭和十六年七月八日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

鳥取縣公報

每週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年七月八日
第千二百四十八號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

一

00817

檢査定期日	七月二十八日	鳥取縣	日野郡	多里村	日野上村	日野上村
道府縣	鳥取縣	郡(支廳)	日野郡	町	村	村
檢査區域	鳥取縣	市	日野郡	村	村	村
檢査場ノ位置				石見村	石見村	石見種付場

◆鳥取縣告示第五百五十五號

因伯牛犢生産檢査規則第一條ニ依リ生産檢査ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年四月十一日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢査所ニ牽付クベシ

昭和十六年七月八日

鳥取縣知事

八田三郎

檢査月日	檢査場所	檢査區域	檢査時間
七月十日	氣高郡勝部村字澄水	勝部村一圓	午前九時—十一時
十一日	中郷村龜尻	中郷村一圓	同
十二日	日置谷村奥崎	日置谷村一圓	同
十四日	日置村山根	日置村一圓	午前九時—十一時
十四日	青谷町青谷	青谷町一圓	午後二時—三時

00818

日	場所	區域	時間
十五日	逢坂村山宮	逢坂村一圓	午前九時—十時
十六日	小鷲河村鷲峯	小鷲河村一圓	同
十七日	鹿野町鹿野	鹿野町一圓	同
十八日	勝谷村宮方	勝谷村一圓	同
十九日	正條村家畜市場	正條村一圓	同
二十一日	瑞穂村矢口	瑞穂村一圓	同
二十二日	寶木村富吉	寶木村一圓	午前九時—十一時
二十三日	吉岡村妙徳寺	吉岡村一圓	同
二十四日	大郷村金澤	大郷村一圓	同
二十五日	松保村布勢	松保村一圓	同
二十六日	明治村上原	明治村一圓	同
二十七日	豐實村野坂	豐實村一圓	同
二十八日	東郷村篠坂	東郷村一圓	同
二十九日	神戶村上砂見	神戶村一圓	同
三十日	大和村倭文	大和村一圓	同
三十一日	美穂村上味野	美穂村一圓	同
八月一日	大正村家畜市場	大正村一圓	同
二日	千代水村安長	千代水村一圓	同
四日	湖山村湖山	湖山村一圓	同
五日	末恒村内海	末恒村一圓	同
六日			同

00819

鳥取縣告示第五百五十六號

青果物配給統制規則施行細則第三條ノ規定ニ依ル出荷者ヲ左ノ通指定ス
昭和十六年七月八日

團體名	所在地	鳥取縣知事	氏名	行
鳥取市青果物出荷組合聯合會	鳥取市西町二九〇	八	田	三郎
米子市同	米子市中町	八	田	三郎
岩美郡同	鳥取市東町一	八	田	三郎
八頭郡同	八頭郡賀茂村四九三	八	田	三郎
氣高郡同	氣高郡大正村古海字下林土井ノ下	八	田	三郎
東伯郡同	東伯郡倉吉町大字仲ノ町七三七	八	田	三郎
西伯郡同	米子市加茂町二丁目二	八	田	三郎
日野郡同	日野郡根雨町大字根雨七二八	八	田	三郎

鳥取縣告示第五百五十七號

昭和十六年七月三日左ノ者ニ對シ勳力勲摺業免許證ヲ下附セリ
昭和十六年七月八日

免許證番號	住所	鳥取縣知事	氏名	行
一、三六八	氣高郡湖山村五百八拾貳番地	八	田	三郎

00822

鳥取縣告示第五百五十八號

左記墓地ハ今回改葬セラル、ニ當リ緣故者不明ノ趣ニ付緣故者ハ左記期日迄ニ何分申出ラレ度若シ右期日迄ニ何等申出ナキ場合ハ管理
理者ニ於テ適宜改葬セラルベシ
昭和十六年七月八日

一 墓地所在地	鳥取縣知事	氏名	行
兵庫縣武庫郡大庄村西大島字人田二九二番地	八	田	三郎
二 管理者 兵庫縣武庫郡大庄村長	八	田	三郎
三期 日 昭和十六年七月十日	八	田	三郎

鳥取縣告示第五百五十九號

因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依リ生産検査ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年四月二十五日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該
犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付クベシ
昭和十六年七月八日

検査月日	検査區域	検査場所	鳥取縣知事	氏名	行	牽付時間
七月九日	岩美郡蒲生村	蒲生村大字蒲生	八	田	三郎	午前十時
同 十日	岩井町、東村	岩井町大字岩井	八	田	三郎	同 十時
同 十一日	浦富町	浦富家畜市場	八	田	三郎	同 九時
同 十二日	小田村	小田村大字池谷	八	田	三郎	同 九時
同 十四日	本庄村	浦富家畜市場	八	田	三郎	同 九時

同	十五日	大岩村	大岩村大字大谷	同	九時
同	十六日	福部村	福部村大字海士	同	八時
同	十七日	大茅村	大茅村大字栃本	同	十時
同	十八日	成器村	成器村大字殿	同	十時
同	十九日	面影村	面影村大字雲山	同	八時
同	二十一日	字倍野村	字倍野村大字谷	同	九時
同	二十二日	同 村	同 村大字中郷	同	九時
同	二十三日	津ノ井村	津ノ井村大字桂木	同	八時
同	二十四日	米里村	米里村大字久末	同	八時
同	二十五日	倉田村	倉田村大字待居	同	九時
同	二十六日	鳥取市 (舊美保)	鳥取市吉成	同	八時
同	二十八日	同 (舊中ノ郷)	鳥取市濱坂	同	八時
同	二十九日	同 (舊稻葉)	同 隴山	同	八時
同	三十日	同 (同)	鳥取家畜市場	同	八時
同	三十一日	同 (舊賀露)	鳥取市賀露町	同	九時

◇鳥取縣告示第五百六十號

左ノ通養蠶實行組合設立ノ件認可セリ

昭和十六年七月八日

鳥取縣知事 入田三郎

◇鳥取縣告示第五百六十一號

鳥取財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納セリ

昭和十六年七月八日

養蠶實行組合 事務所ノ所在地 認可年月日
 八 東 入頭郡八東村一圓 入頭郡八東村大字才代字中土居二九八ノ一 昭和十六年七月四日

鳥取縣知事 入田三郎
 區分 番號 返納年月日 所屬廳名 職名
 縣稅檢査章 四 昭和十六年六月二十八日 鳥取市役所 元書記 森本常吉

◇鳥取縣告示第五百六十二號

米子市ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十六年四月二十六日左ノ通指定セリ

昭和十六年七月八日

鳥取縣知事 入田三郎
 校數 位置 就學區域
 一 米子市中町八番地 米子市一圓

彙

報

00825

自給飼料にサイレーチを！

畜産報國上サイロの設置を望む

(農務課)

サイレーチとはサイロに青草・紫雲英・青刈大豆・甘藷・蠶渣等を詰め込んで一定期間貯蔵し、一種の醱酵を起さしめて出来上つた家畜飼料であつてエンシレーチともいはれ、又譯して厩糞埋藏飼料、埋草、埋藪等とも稱する。サイロとは地中を家畜の飼養頭數に應じて直徑四尺乃至五尺、深さ五六尺乃至一丈前後の管を掘つてコンクリートで固め、貯蔵した飼料の上部を筵及び押蓋を以て覆ひ適量の重石を置いて壓縮貯蔵する装置をいふのであつて埋藏管、埋草管或は埋藏庫等ともいはれてゐる。

事變下生産力の擴充を遂行して銑後を守り、國家を磐石の安きに置くは農家の義務であるが、中でも家畜の増産は刻下の急務であるにも拘らず飼料は種々なる國際情勢から價格は漸次昂騰し、しかもその品物の入手は極めて困難であつて畜産經營上深刻な問題となつてゐる。

題となつてゐる。

従つて農家は自給飼料の生産に全力を注いで生産力擴充の上から必要缺くべからざる飼料に支障なからしめることは、國家を戰捷國たらしめる農家の責任であるが、これがためにはこのサイロを各農家に設置することは最も必要なことといはねばならぬ。

サイレーチは材料を詰込んでから一ヶ月乃至二ヶ月を経過すると、乳酸菌の作用によつて一種獨得な快香を生じ、乳酸を含み、色澤は淡黄色或は帶黄綠色となつて、成分は詰込材料と類似の飼料成分を有し、消化率もよくて家畜の嗜好に適してゐる良好の飼料であつて、何時取り出しても差支へないが、晩秋生草が無くなつた頃口を明けて陽春生草が出来ると頃迄因伯牛なら一日三貫乃至四貫乳牛なら四貫乃至五貫役馬なら一貫乃至三貫宛給與するのである。

生草に比較して養分量は醱酵によつて一〇%乃至一五%を減少するけれども、しかし陽乾による乾草は二五%内外減少し、又乾燥中降雨に逢つたものは損失量五〇%に達するといはれてゐるのにくらべれば遙かに有利である。設備に多少費用を要するけれど

00820

も、サイレーチは榮養價値も大で容積も小さく、且つビタミンも保有してゐて貯蔵飼料としては最適のものである。

尙サイロ設置については相當補助の途も講ぜられて居り、その築造方法等についても種々注意すべき點があるから、設置にあつては町村農會又は各郡畜産組合等に相談して充分研究し、各農家に一日も速かにこれを設置するやう希望する次第である。

× × ×

自轉車は切符制

リヤカーは配給統制

(商工課)

昨年九月二十一日附商工省令を以て自轉車並に同部分品及び附屬品の配給統制規則が公布せられ、鳥取縣では直に之が配給統制要項を設定して十月一日から實施してゐるが、従來は市場にストック品が相當量あつた關係上切符制とせず自由に販賣してゐたのであるけれども、今日に於てはストック品も殆どなくなり、此の儘にして置いては必要な方面への配給が不圓滑となるばかりで

なく其の及ぼす支障大なるものがあるので、いよゝ六月三日から全國に亘つて切符制を實施することゝなつた。

即ち一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで十月から十二月までと年四回に亘つて日本自轉車卸商業組合聯合會から縣に配當されるのであるが、縣では此の新品自轉車の配給希望者を取纏め、重點主義に依つて順位配給をすることゝなつたので、配給希望者は市町村役場で申請書様式を聞き合せて縣に申請書を提出せられたい。併し中古品に付ては切符制は採用されないことになつてゐる。

尙ほ昨年十月以來二十八吋自轉車は製造が禁止せられ、従つて今後の配給自轉車は全部二十六吋となるのであるが、現在の二十八吋自轉車の所有者は、目下のところ少量の部分品の割當はあるけれども、近き將來に於ては二十八吋自轉車の製造禁止に依つて修理加工が絶対に不可能となる譯である。

又リヤカーも同様配給の統制が取られることになつて六月一日から實施せられた。之は現在のところ切符制は取らないことになつてゐるが、併し之も重點主義に依ることは勿論で、農産物搬出用には優先的に配給せられることになつてゐるから、希望者は最寄の自轉車屋に申込み、自轉車屋は更に鳥取縣自轉車配給統制協議會に之を報告し、此の協議會の決定に基いて自轉車小賣商業

00821

組合から配給せられることになつてゐる。

植物油の配給統制

(商工課)

時局の進展と共に近來植物油の需給關係が甚しく不圓滑の傾向にあるので、縣では今回その配給統制要綱を定めて五月二十九日から實施した。

統制された植物油は大豆^{ソヤ}絞油・大豆^{ソヤ}サラダ油・菜種油・菜種白絞油・亞麻仁油・棉實油・胡麻油・桐油・荏油^{アブラ}・其の他の植物油で、縣はその需給状態を調査して需要先別に割當數量を決定し鳥取縣植物油卸賣商業組合(卸商組)はこの割當てられた數量の現品を共同購入して、之を縣の指示によつて大口消費者並に植物油の小賣に關する商業組合(小賣商組)に對して共同販賣を行ふのであつて、現品の配給を受けた小賣商組は、やはり縣の指示によつて大口消費者及び一般家庭に配給するのである。そして卸商組の組合員と小賣商組の組合員とは兼ねることはならぬ。
植物油の品不足は全く時局遂行上軍需及び時局産業の方面に需

要が増加したことに依るものであるから、配給統制はまだ切符制にまではなつてゐないが各位に於ては成るべくその消費を節して浪費しないやうに努め、又當座必要にない分まで購入しないやうにして、配給制に協力せられるやう希望する。

御親閱拜受記念

青年學校大會

(社會教育課)

曩に青年訓練實施十五周年に當り、畏くも宮城二重橋前廣場に於て全國青年學校教職員生徒代表に對し御親閱を賜はりたるは聖慮深遠洵に恐懼感激に堪へない處である。
本縣に於ては當日の感激を新にすると共に、更に決意を固くして青年學校教育の振興を期するため、鳥取縣・鳥取縣青年學校教育會・各郡市青年學校教育會共同主催の下に、去る七月十一日、十二日、十三日の内一日を選んで各郡市毎に市町村長、教職員生徒等青年學校關係者を一堂に會して「御親閱拜受記念青年學校大會」を開催することとなつた。

00826

同大會舉行の場所は各郡市毎に適宜決定の筈であるが、當日は青年學校管理者(設立者を含む)及び同職員生徒は全員參加するは勿論のこと尙來賓、父兄、雇傭主等成るべく多數參觀を希望してゐる。尙同大會の開催に對しては各郡市に對し、各々金貳拾五圓以内の補助金を縣より交付する筈である。

統制販賣價格並賃金の告示

價格等統制令及び賃金統制令の規定に依り、鳥取縣告示を以て公布せられた統制價格並に賃金の六月中の分は次の通りである。

- △曆米の販賣價格認可 六月三日付告示第四百四十八號
- △木材の加工賃認可 第四百四十九號
- △荒物の販賣價格認可 第四百五十四號
- △家庭用金物の販賣價格指定 同 十日付告示第四百五十八號
- △栗石割栗の販賣價格認可 同 十三日付告示第四百七十一號
- △滿洲國産豆類の販賣價格指定

- △工業藥品の販賣價格指定 第四百七十二號
- △陶器の販賣價格認可 同 第四百七十三號
- △陶器の販賣價格認可 同 第四百七十四號
- △黒糖、白下糖の販賣價格指定 同 第四百七十五號
- △手漉製紙業勞務者の協定賃金認可 同 第四百八十三號
- △明ヶ二歳馬の運賃其の他の諸掛制定 同 第四百八十四號
- △蔬菜及び果實の販賣價格指定 同 十七日付告示第四百九十四號
- △水の販賣價格指定 同 第四百九十六號
- △セメントの販賣價格指定 同 第四百九十七號
- △梅木製鐵製品の販賣價格認可 同 第四百九十八號
- △電熱器ランプの販賣價格指定 同 二十日付告示第五百一號
- △漆の販賣價格指定

00827

同 第五百二號

△内地産豆類の販賣價格改正

△曹達及び苛性曹達の最高販賣價格指定
同 二十七日付告示第五百二十八號

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名職業 不詳
 - 一 性別及年齢 男 推定年齢二十七歳位
 - 一 相貌 丈五尺五寸位、中肉、長顔、長髪刈外ニ特徴ナシ
 - 一 著 衣 ジャンパー二枚(鼠色茶色)半ズボン一枚(鼠色縦縞) ベンベルシャツ二枚(藍色縦縞) ジャケット二枚(鼠色茶色) コットンシャツ及ズボン下各一枚、メリヤスサル又一枚靴下一足
黒革短靴一足、赤革バンド一枚、白ハンカチ一枚
 - 一 所持 金品 現金一圓八十五錢
 - 一 死亡推定年月 昭和十六年五月上旬頃
 - 一 死亡ノ場所 北海道上川郡神居村字神岡(忠魂碑裏)
 - 一 假埋葬ノ場所 同 上川郡神居村字神岡旭川市基地
 - 一 取扱者 同 上川郡神居村長
- 心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、現住所、氏名、年齢、性別、職業 本籍住所不詳、疊職男 石橋善三郎 五十歳位
 - 二 相貌 特徴 身長五尺一寸位瘦形、頭髪丸刈、其ノ他並
 - 三 着衣及所持品 單前、單前下衣、羅紗オーバ、メリヤスシヤツ、コール天乗馬ズボン、メリヤスズボン下、足袋、腹掛、印袴天、風呂敷、金一圓二十五錢在中ノ財布
 - 四 假埋葬年月日及場所 昭和十六年五月一日奈井江共同墓地
 - 五 取扱者 北海道砂川町長
- 備考
右ハ昭和十六年四月二十八日午後四時一分下リ列車ニテ奈井江驛ニ下車シ旅行中ヨリ疾病ノ爲一時驛待合ニテ休憩中病勢昂マリ奈井江病院半澤醫師ノ手當ヲ受ケ重態ノ爲入院セシメ加療中ノ處四月二十九日死亡シタリ本籍住所縁故者不明引取人ナキヲ以テ前記ノ通假埋葬ス
- 心當ノ向ハ直接該町長宛照會相成度

正 誤

七月一日鳥取縣告示第五百三十二號二頁三段五行中、大和村、神戶村、ハ誤植

昭和十六年七月八日印刷
昭和十六年七月八日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所